

新潟県で原木乾しいたけ栽培業を営む申立人について、しいたけの出荷制限の状況や市況のほか、申立人の出荷態様、取引価格の下落に伴い長期間の冷温保管といった原発事故前と異なる対応をしたこと等を考慮し、風評被害による営業損害として、平成23年12月から平成26年12月までの逸失利益（原発事故の影響割合を4割として算定。）及び平成23年3月から平成26年12月までの乾しいたけ保管費用（原発事故の影響割合を7割として算定。）が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）および被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人とは、下記（1）の損害項目（下記（2）の期間に限る。）に掲げる損害の賠償について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

（1）損害項目

ア．逸失利益（乾しいたけについて）	1, 837, 022円
イ．追加的費用（冷温保管費）	140, 680円
ウ．計	1, 977, 702円

（2）損害期間

ア．（1）のアの損害について

自 平成23年12月1日 至 平成26年12月末日

イ．（1）のイの損害について

自 平成23年3月11日 至 平成26年12月末日

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、1項記載の損害項目及び期間についての和解金として、金1, 977, 702円の支払義務のあることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人と被申立人は、1項（1）記載の損害項目（同（2）記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

（1）本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げな

い。

(2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が記名押印の上、申立人が1通を、被申立人が1通を、それぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和3年8月16日

(仲介委員 板橋 愛子)